## 明 細 書

平成30年12月21日

1 作成者

住所 (フリガナ): (〒018-5292) 秋田県鹿角市花輪字荒田 4番地 1

\*ュウシンコウキョウギカイ 名称 (フリガナ):かづの 牛 振興協議会

代表者(管理人)の氏名及び役職:会長 加藤 義康

ウェブサイトのアドレス:なし

2 農林水産物等の区分

区分名:第2類 生鮮肉類

区分に属する農林水産物等: 牛肉

3 農林水産物等の名称

名称 (フリガナ) : かづの 牛、KAZUNO BEEF、KAZUNO GYU

4 農林水産物等の生産地

生産地の範囲:秋田県鹿角市及び鹿角郡小坂町

5 農林水産物等の特性

「かづの牛」は、和牛の中で希少な日本短角種であり、脂肪分が少なく、美味しさのもととなる遊離アミノ酸が多く含まれていることが特徴の牛肉である。

実需者や消費者から「適度な歯ごたえがあり、噛むと味わいが増し、脂身がほどよい赤身肉である」と高く評価されており、秋田県内のみならず、首都圏の飲食店や百貨店へも出荷展開するなど、全国的に短角種の飼養頭数が減少している中で、「かづの牛」は飼養頭数、出荷頭数ともに増加傾向にある。

平成30年度一般社団法人全国肉用牛振興基金協会主催の「日本短角種枝肉勉強会」で特別賞などの受賞歴があり、「秋田県畜産共進会」でも複数の受賞歴を有している。

## 6 農林水産物等の生産の方法

(1) 品種

日本短角種であり、一般社団法人日本短角種登録協会の子牛登記証明書又は本登録証明書を有するもの。

(2) 肥育

秋田県鹿角市及び鹿角郡小坂町が最長、かつ最終飼養地であること。

出荷時の月齢は22か月以上とし、生産地内の公共牧野もしくは放牧地で出荷までに 放牧を経ていること。

(3) 最終製品としての形態

かづの牛の最終製品としての形態は、牛肉である。

# 7 農林水産物等の特性がその生産地に主として帰せられるものであることの理由

「かづの牛」の生産地は、北海道とともに日本短角種の主な生産地である北東北3県の ほぼ中央、秋田県の北東部に位置しており、比較的なだらかな山間地が多い。

日本短角種の「かづの牛」は、放牧適性が高く、当該地域の畜産農家では、古くから比較的冷涼な気候の夏季(雪解け後~降雪前:5月上旬~10月下旬)に山(放牧地)へ放牧し、豪雪地帯で積雪量が多い冬季(降雪期:11月~4月)は里(牛舎)で飼養する「夏山冬里方式」により、稲作や果樹との複合経営を行っており、子牛の時期(生後~8か月齢頃)に母牛とともに放牧されることで、健康が増進され脂肪分の少ない肉質となる。

また、生産地では、繁殖牛や子牛には地元の醤油工場の醤油粕を与え塩分補給させるほか、肥育牛には地元産 WCS (稲発酵粗飼料) や地元産のりんご粕など、地元由来のものも給餌している。

昭和20年代頃から「鹿角短角牛」と呼ばれていた短角種が良食味であると評判になり、昭和38年には秋田県畜産団体の統合により、鹿角畜産農業協同組合(現在は、秋田県畜産農業協同組合)が鹿角短角牛の増殖をめざすこととなり、昭和42年、45年に2か所の放牧場が整備され、秋田県と鹿角市による肥育技術指導等のもと、本格的な短角牛の放牧飼育がなされるようになった。

さらに、平成24年には、地域内一貫生産体制をより強化し、生産振興及び地域ブランドを確立することを目的に、生産者、行政、商工会などで「かづの牛振興協議会」を設立し、平成24~27年に鹿角市が繁殖牛舎、肥育牛舎を1棟ずつ、堆肥舎を2棟整備し、公共牧野の草地改良を実施した。

## 8 農林水産物等の特性が確立したものであることの理由

「かづの牛」のルーツは、江戸時代に全国でも有数の鉱山地帯であった鹿角地域 (尾去沢) から産出される鉱石のほか、塩や生産資材を運搬する使役牛として飼育されて いた「南部牛」であり、鹿角地域には、牛方が歌っていた「鹿角牛方節」という民謡が伝 わっている。

明治時代に入り「南部牛」を外来種である「ショートホーン種」と掛け合わせて改良し、 日本短角種の元となった。大正時代には鹿角地域が県内で常に牛の飼養頭数1位を占め、 定期家畜市場や品評会が開催されていたことが『鹿角市史』(1982年~)に記載されており、この品評会は「鹿角畜産共進会」として現在まで続いている。

昭和32年に「日本短角種」は和牛として認定され、平成5年から「かづの牛」という名称が流通で用いられている。

「かづの牛」は、地元で特に愛され、鹿角地域ではごちそうやお祝い事に牛肉が食べたいとなれば「かづの牛」を食べる習慣があり、お盆やお歳暮の時期には家庭用から贈答用まで需要が大きくなる。

さらに、消費者の健康への関心の高まりにより、脂肪が少ない赤身肉の需要が増え、首都圏で開催した「かづの牛フェア」の消費者約200人に行ったアンケートでは、約9割が「かづの牛」を美味しいと回答した。

平成 15 年から毎年「かづの畜産まつり」が開催され、イベント会場内で「かづの牛」を購入し、手ぶらでバーベキューができる「BBQ コーナー」が評判となっており、平成 29 年からは鹿角市のふるさと納税の返礼品として採用され、赤身肉ファンから人気の産品となっている。

#### 9 法第13条第1項第4号ロ該当の有無等

(1)法第13条第1項第4号ロ該当の有無
申請農林水産物等の名称は、法第13条第1項第4号ロに
□ 該当する
商標権者の氏名又は名称:
登録商標:
指定商品又は指定役務:
商標登録の登録番号:
商標権の設定の登録及び存続期間の満了の年月日(当該商標権の存続期間の更新登録
があったときは、当該商標権の存続期間の更新登録及びその存続期間の満了の年月日
を含む。)
☑ 該当しない
(2) 法第13条第2項該当の有無((1)で「該当する」欄にチェックを付した場合に限
る。)
□ 法第13条第2項第1号に該当
【専用使用権】
□ 専用使用権は設定されている。
専用使用権者の氏名又は名称:
専用使用権者の承諾の年月日:
□ 専用使用権は設定されていない。
□ 法第13条第2項第2号に該当
【商標権】
商標権者の承諾の年月日:
【専用使用権】
□ 専用使用権は設定されている。
専用使用権者の氏名又は名称:
専用使用権者の承諾の年月日:
□ 専用使用権は設定されていない。
□ 法第13条第2項第3号に該当
【商標権】
商標権者の承諾の年月日:
【専用使用権】
□ 専用使用権は設定されている。
専用使用権者の氏名又は名称:
専用使用権者の承諾の年月日:
□ 専用使用権は設定されていない。
0 連絡先
·